

認定の申請

1．登録認定機関の選択

認定の申請は、生産情報公表農産物の認定を実施している登録認定機関に行わなければならない。まずは、どの登録認定機関に申請するかを決めることから始まる。

登録認定機関から認定手数料や申請手続きの情報を入手し、最も適した認定機関を選ぶ（登録認定機関のリストは、第一章4．図3に掲載したが、農林水産省のホームページでも確認できる）。

登録認定機関の選定のポイントとしては以下のような事項が考えられる。

申請者の所在地を対象としているか

認定に係るコストの比較

認定に関する付帯サービス

申請の受付期間

申請から、認定までの期間

講習会の開催場所や頻度、充実度

2．提出書類の作成

登録認定機関を決めたら、申請書を提出する。

申請書及び添付書類（履歴書、内部規程等）の内容は、登録認定機関毎で異なるため、必ず申請する登録認定機関から取り寄せるようにしなければならない。

3．書類審査

書類審査とは、申請書及び添付書類の内容を検査員がチェックすることである。この時点で問題がある場合、実地検査前にその内容について確認の連絡がくるか、実地検査当日に確認が行われる。

4．実地検査

実施検査とは、登録認定機関から派遣された検査員が、申請の内容と実際の内容とに相違がないかどうか確認することである。検査は、聞き取り調査、施設等の確認、生産行程管理記録とその根拠書類の確認などによって行われる。

生産行程管理責任者と格付責任者は必ず出席し、各担当者もすぐに対応できるようにしておく。

5．判定

検査員は、認定の可否についての判定は行わない。認定の可否の判定は、検査員が登録認定機関に提出した検査報告書及び申請書類等から、（検査員とは別の）判定員が行う。

6 . 指摘事項の改善と認定取得

検査・判定の終了後、登録認定機関から、改善を指摘されることがある。この改善要求事項は、すべて改善しなければならない。改善指摘事項がある場合は、これが全て改善された時点で初めて認定が取得できる。